

タイオンケアプラン運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社タイオン365が運営する「タイオンケアプラン」(以下、「事業所」という)が行う指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の事業(以下「事業」という。)は、高齢者が要介護(要支援)状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、事業所の介護支援専門員又はその他の従業者(以下「介護支援専門員等」という。)が、要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援(指定介護予防支援)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1)事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2)事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3)事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名称 タイオンケアプラン
- (2)所在地 岡山市北区西古松西町8-17 スタックⅡビル

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1)管理者:1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)介護支援専門員 1名以上(うち1名管理者と兼務)
介護支援専門員は、要介護者及び要支援者の依頼を受けて、居宅(介護予防)サービス計画を作成、指定居宅(指定介護予防)サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設等への紹介、その他各種相談に対する助言等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。

(2)営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 一 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
 - 二 使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。また、介護予防支援においては、運動及び移動、家庭生活を含む日常生活、社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション、健康管理の領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう支援すべき総合的な課題を把握する。
 - 三 サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、次のとおりとし、必要に応じて訪問するものとする。
 - ア 要介護の利用者については月1回以上
 - イ 要支援の利用者については提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回、サービスの評価期間が終了する月(なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する)
- 2 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、岡山市(旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く)の区域とする。

(事故発生時における対応方法)

- 第8条 事業者は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、事業の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者への周知徹底
 - (2) 虐待の防止のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - (4) 虐待の防止に関する責任者の選定及び担当者の配置
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、事業の提供に当たり、当該事業所及びサービス事業所の従業者又は養護者(利用

者の家族等高齢者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第10条 事業者は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第11条 事業者は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 居宅介護支援(介護予防支援)等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1)採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2)継続研修 年2回以上

2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

5 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の

就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社タイオン365と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 7 事業者は、指定居宅介護支援(指定介護予防支援)の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

この規定は、令和6年1月1日から施行する。(営業日の変更)

この規定は、令和6年10月1日から施行する。(介護予防支援事業所指定に伴う追記)